

事業活動に伴うごみ(事業系一般廃棄物)の出し方

店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とするものだけではなく、広く公共サービス等を行っているところや個人営業も含めて、事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業系廃棄物(事業系ごみ)です。廃棄物処理法で、事業者は事業系ごみを自らの責任で処理しなければならないと定められています。(「排出者責任」といいます。)

また、排出段階で分別を徹底することにより、リサイクル可能な「資源」になり、「ごみ」として処分しなくてはならないものを減らすことができます。発生抑制、資源化を進めるなど、積極的にごみ減量に取り組んでいただきますようお願いします。

事業系ごみは、ごみの種類や排出事業者の業種により「一般廃棄物(事業系一般廃棄物)」と「産業廃棄物」の2種類に区分され、それぞれの処理施設で処理しなければならないことが廃棄物処理法で定められています。分別を徹底し、適切に処理してください。
伊奈町クリーンセンターで処理できる事業系ごみは「事業系一般廃棄物」のみとなります。(裏面の事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別についてを参照してください。)

事業系廃棄物の処理方法

1 産業廃棄物 (伊奈町クリーンセンターでは処理することができません。)

- ①事業者自らが民間処理施設へ搬入する。
- ②事業者が産業廃棄物の処理業者へ委託する。

2 事業系一般廃棄物 (ごみ集積所には出せません。)

- ①事業者自らが伊奈町クリーンセンターへ搬入する。
(処理手数料 10kgにつき **230円**)
- ②伊奈町の一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託する。
※伊奈町クリーンセンターで受入れできるごみは、伊奈町内の事業所から出たごみです。必ず分別をしてください。
※ごみ袋は透明もしくは中身が確認できる半透明のものを使用してください。

***伊奈町では搬入ごみの検査を実施し、不適正なごみの搬入をお断りしています。
分別を徹底し、ごみの減量化、資源化にご協力ください。**

お問い合わせ先

伊奈町環境対策課 廃棄物対策係 〒362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町小室9493 電話:048-721-2111 内線:2253	伊奈町クリーンセンター 〒362-0801 埼玉県北足立郡伊奈町小針内宿2005 電話:048-728-5321
--	--

事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別について

種別	品目	代表的なごみ
事業系 一般廃棄物 (搬入可)	生ごみ	食品の食べ残し、売れ残り、調理残渣など。できるだけ水分、油分を切って出してください。 ※食品製造業などの特定の事業活動に伴うものは「産業廃棄物」です。 ※食品関連事業者は食品リサイクル法により、減量・リサイクルが義務付けられています。 
	燃えるごみ	汚れて資源として扱うことができない 紙ごみ 。 ※建設業に係るもの(工作物の新築、改築、除却に伴って生じたもの)、パルプ、紙または紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くずは「産業廃棄物」です。 
	資源物(古紙)	新聞、雑誌、ダンボール、カタログ、コピー用紙、機密文書、シュレッダー紙、紙バックなど。 ※古紙類は種類ごとに分別する必要があります。 
	びん・缶・ペットボトル	従業員が飲食した際の飲料缶、菓子缶(一斗缶は除く)、ビン、ペットボトルのみ。 キャップは取り外し、中身や異物の入っているものは取り除いてください。 ※商品の売れ残りなどのびん・缶・ペットボトルは「産業廃棄物」として処理してください。 
	プラスチック	従業員が飲食した際の弁当容器など。 ※商品の売れ残りなどのプラスチック製容器は「産業廃棄物」として処理してください。 
	剪定枝・刈草	事業所敷地内にある樹木等。木枝等は直径15cm未満、長さ1m未満のもの。 ※造園業等で請負で発生するものは「産業廃棄物」です。 
産業廃棄物 (搬入不可)	廃プラスチック類	事業活動を伴い発生するプラスチック製品全般。 発泡スチロール、PPバンド、ラップ類、トレー、ペットボトル、化学繊維の布、ビニール袋など。 
	金属類	事業活動を伴い発生する金属類全般。 一斗缶、スプレー缶、ハサミ、クリップ、刃物類、アルミホイル、釘、安全ピンなど。 
	ガラス、陶磁器	事業活動を伴い発生するガラス類全般。 コップ等ガラス類、蛍光灯、電球、茶碗等陶磁器、植木鉢、調味料容器など。 
	廃油	食用油、ラード、鉱物油、エンジンオイルなど。 
	電池	乾電池、ボタン電池、充電電池など。 
	汚泥	排水設備(グリストラップ)から発生する泥状のものなど。 
用途により 扱いが 変わるもの	木くず	木製品、木製パレットなど。 ※建設業や木製品製造業など特定の事業活動に伴い発生した木くず等と木製パレットは「産業廃棄物」です。 ※物品賃貸業から発生した家具類は「産業廃棄物」、その他は一般廃棄物です。 
	古布類	不要になった作業着・制服(合成繊維を除く)、デコレーションに使った布、のぼり旗など。 ※建設業や繊維工業など特定の事業活動により発生した場合は「産業廃棄物」、その他は一般廃棄物です。なお、合成繊維は廃プラスチック類です。 
	その他	事業所から出たオフィス用机、椅子、ロッカー、棚等、家電製品、パソコン、プリンタ、コピー機、FAX、金庫などの金属製品、プラスチック製品、ガラス製品等は「産業廃棄物」です。 